

平成18年 6月 7日

連絡先 総務部 予算調整室

電話 (059)224 - 2216

平成18年度 6月補正予算(その2)について

今回の補正予算は、市町との合意が得られたことに伴い、早期着手を要するデジタル地図整備を市町と共同で実施する事業や指定管理期間満了等に伴う債務負担行為の設定等について、所要の措置を講じるものです。

[変更後の予算規模]

(単位：千円、%)

	17年度最終 予算額	18年度 現計予算額	6月補正額 (その2)	補正後累計	伸び率	
					/	/
一般会計	686,898,301	692,844,354	103,800	692,948,154	0.9	0.0
特別会計	31,523,483	31,581,683	-	31,581,683	0.2	0.0
企業会計	66,377,134	71,644,392	-	71,644,392	7.9	0.0
合計	784,798,918	796,070,429	103,800	796,174,229	1.4	0.0

一般会計の内容

103,800千円

1 歳入の主要点

基金繰入金

103,800千円

財政調整基金から103,800千円を繰り入れる。

2 歳出の主要点

G I S 整備推進事業費

100,000千円

県と市町との共同でデジタル地図を整備する。

(期間：平成19年度～平成20年度 限度額：400,000千円の債務負担行為を設定)

3 債務負担行為の主要点

(1) 三重県総合文化センターの指定管理に係る協定

(期間：平成 1 8 年度～平成 2 1 年度 限度額：2,343,524千円の債務負担行為を設定)

三重県総合文化センター（文化会館、男女共同参画センター、生涯学習センター）の次期指定管理者の選定等に伴う債務負担行為の設定。

(2) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理に係る協定

(期間：平成 1 8 年度～平成 2 0 年度 限度額：56,618千円の債務負担行為を設定)

平成 1 9 年 3 月に完成予定の三重県営鈴鹿スポーツガーデン体育館の指定管理制度導入に伴う債務負担行為の設定。